

# 氷見市公益通報制度に関する要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 内部の職員等からの通報（第6条―第10条）
- 第3章 外部の労働者からの通報（第11条―第16条）
- 第4章 協力義務等（第17条―第18条）

### 第1章 総則

#### 1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、法令違反等に関する通報を適切に処理するために必要な事項を定め、通報者（相談者を含む。以下同じ。）の保護を図りながら適切な措置を講じ、違法な状態の未然防止や是正を図ることで、公正な市政の運営に資することを目的とする。

#### 2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部の職員 次に掲げるものをいう。
  - ① 市長、副市長及び教育長
  - ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の一般職に属する職員で、市長部局、議会局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。）に所属する者
- (2) その他関係者 本市から事務事業を受託し、又は請け負っている事業者の役員及び従業員並びに本市に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員及び従業員
- (3) 内部の職員等 職員及びその他関係者をいう。
- (4) 外部の労働者 通報対象事実に関する事業者には雇用されている労働者、通報対象事実に関する事業者を派遣先とする派遣労働者及び通報対象事実に関する事業者の取引先の労働者をいう。
- (5) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実（同条第1項に規定する公益通報に係る事実に限る）。

#### 3 内部の職員等の責務

- (1) 内部の職員は、全体の奉仕者として法令等に従い公正に職務を遂行することが、市政に対する市民の理解と信頼を確保する上で極めて重要であることを認識しなければならない。
- (2) 内部の職員等は、通報に当たっては、不正な利益を得る目的、他人の正当な利益に損

害を加える目的等、不正な目的で通報をしてはならず、具体的根拠に基づき、誠実に  
行うよう努めなければならない。

#### 4 通報及び相談の窓口

通報及び相談を受け付ける窓口は、次の各号に掲げる通報の区分に応じ、当該各号に  
定める課等とする。

- (1) 内部の職員等からの通報 総務課長又は市長が指定した弁護士（以下「指定弁護士」  
という。）
- (2) 外部の労働者からの通報 総務課長

#### 5 通報の担当課

通報を調査し、措置を講ずる課（以下「通報担当課」という。）は、通報に係る事務を  
所管する課とする。ただし、内部の職員等からの通報は、総務課が調査を行うものとする。

### 第2章 内部の職員等からの通報

#### 6 内部の職員等からの通報の方法

通報をしようとするときは通報票（様式第1号）又は相談票（様式第2号）を用い、原  
則、親展文書（封書）又は電子メールにて行うものとするが、ファクシミリ、電話又は面  
談により行うこともできる。この場合において、通報及び相談窓口は、通報票又は相談票  
を作成するものとする。なお、指定弁護士については、任意の様式による作成を妨げない。  
また、通報者は、通報に関する調査（以下「調査」という。）を的確に行うため、できる  
限り所属及び氏名を明らかにして行うものとする。

#### 7 内部の職員等からの通報の受付

- (1) 総務課長及び指定弁護士は、通報を受けたときは、通報者（③については、特別職を  
除く職員）に対し次に掲げることを説明しなければならない。
  - ① 内部通報又は相談をしたことを理由に不利益な取扱いのないこと及び秘密が保持  
されること。
  - ② 通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、  
総務課長又は指定弁護士にその旨を申し出ることができること。
  - ③ 通報又は相談をしたことを理由として不利益な処分を受けたときは、その内容に  
応じて、地方公務員法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求若しくは同  
法第49条の2に規定する審査請求を利用することができること。
- (2) 指定弁護士は、通報者が氏名、所属、職名、連絡先等の通報者が特定され、又は類推  
される情報について市への報告を拒否した場合には、それらの情報を秘匿した上で、受  
け付けた通報の内容を、通報票又は相談票（任意の様式を含む。）により総務課長に報  
告する。

## 8 内部の職員からの通報の処理

- (1) 通報及び7(2)による報告を受けた総務課長は、相談の場合であって市の調査を希望しない場合を除き、遅滞なく、調査を開始しなければならない。なお、通報者の希望を確認のうえ、総務課職員のうちから通報調査員を指名し、その者に調査を行わせることができる。
- (2) 通報の処理に当たって、総務課長、指定弁護士及び通報調査員は、通報者の秘密及び通報に関係する者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公正誠実に行わなければならない。
- (3) 指定弁護士は、総務課長及び通報調査員の行う調査について、指導、助言等を行うことができる。
- (4) 調査を受ける職員等は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。
- (5) 8(4)の職員等は、通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。
- (6) 総務課長は、調査の結果に基づき、調査結果報告書（様式第3号）を作成し、市長及び関係する行政機関の任命権者に報告する。
- (7) 市長は、指定弁護士から報告のあった通報又は相談（市の調査を希望する場合に限る。）に対する結果について、当該指定弁護士に報告する。

## 9 内部の職員からの通報の調査結果に基づく是正措置等

- (1) 市長及び関係する行政機関の任命権者は、8(6)の調査結果に基づき、必要に応じて適切な措置又は再発防止措置を講じなければならない。
- (2) 市長及び関係する行政機関の任命権者は、9(1)の規定により講じた是正措置が十分に機能しているかを適宜検証し、必要と認めるときは、是正措置を修正し、又は新たな是正措置を講じるものとする。

## 10 内部の職員からの通報者の保護等

- (1) 通報者は、通報をしたことによって、いかなる不利益な取扱いも受けることはない。
- (2) 通報者が通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、総務課長又は指定弁護士にその旨を申し出ることができる。
- (3) 通報に係る文書及び通報者に関する情報は、非公開とする。
- (4) 市長は、調査の結果及び措置について、通報者の希望に基づき通知する。なお、指定弁護士が受け付け、かつ、通知に必要な通報者情報又は相談者情報を市が把握していない場合は、当該指定弁護士が通報者の希望に基づき通知する。

## 第3章 外部の労働者からの通報

### 11 外部の労働者からの通報の範囲

- (1) 総務課において受け付ける通報は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある外部の労働者からの通報とする。ただし、通報した者が特定される通報に限るものとする。

- (2) 総務課は、外部の労働者からの前項に規定する通報以外の通報は、市民からの相談として受け付け、処理するものとする。

#### 1 2 外部の労働者からの通報の受付及び教示

- (1) 総務課は、通報者の秘密保持に配慮の上、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握し、並びに通報者の秘密は保持される旨を通報者に対し説明するものとする。
- (2) 総務課は、通報内容となる事実について、市が権限を有しない場合は、当該通報者に対し、当該権限を有する行政機関を、遅滞なく教示するものとする。

#### 1 3 外部の労働者からの通報の引継ぎ

- (1) 総務課は、外部の労働者から通報を受け付けたときは、速やかに通報担当課を決定し、当該通報を通報担当課に引き継ぐものとする。
- (2) 前項の引継ぎを受けた通報担当課は、当該通報を法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、遅滞なく通報者に対し通知しなければならない。

#### 1 4 外部の労働者からの通報の調査

- (1) 通報担当課は、総務課から通報を引き継いだ後、必要な調査を行うものとする。
- (2) 通報担当課は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- (3) 通報担当課は、適切な事務の執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、調査の進捗状況について、通報者に対し適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、遅滞なくその結果を通知するよう努める。

#### 1 5 外部の労働者からの通報の受理後の教示

通報担当課は、通報を受理した後、市以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、遅滞なく通報者に対し教示するものとする。

#### 1 6 外部の労働者からの通報の調査結果に基づく措置等

- (1) 通報担当課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下単に「措置」という。）を講ずるものとする。
- (2) 通報担当課が措置を講じたときは、その内容を、適切な事務の執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、遅滞なく通報者に対し通知するよう努めるものとする。

## 第4章 協力義務等

### 17 協力義務

- (1) 市の機関は、公益通報について、総務課、通報担当課及び他の行政機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。
- (2) 市の機関は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する他の行政機関がある場合においては、連携して調査を行い、又は措置を講ずるなど、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。

### 18 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 氷見市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を廃止する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。